

平成 29 年 4 月 11 日  
国立研究開発法人建築研究所

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務」における民間競争入札に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行った「国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務」については、下記の通り落札者を決定しました。

1. 落札者の名称

東京コンピュータサービス株式会社

2. 落札金額 2,057,400（月額）

※運用期間（平成 29 年 7 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで）57 ヶ月の月額

3. 総合評価点 280.78 点

※総合評価点（満点 1,000 点）＝技術点（満点 500 点）＋価格点（満点 500 点）

4. 落札者決定の経緯及び理由

国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務民間競争入札実施要項に基づき、入札参加者（1 者）から提出された総合評価技術審査申請書について、当研究所に設置した情報システム委員会において、提案書総合評価基準に基づき、必須項目及び加点項目についてそれぞれ審査した結果、入札参加資格を満たしていた。また、入札価格については、3 月 10 日に開札した結果、当研究所が定めた予定価格の範囲内であった。

上記を踏まえ、価格点に技術点を加えて得られた総合評価点に基づき、上記の者を落札者として決定した。

5. 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う業務は、システムの導入から撤去及び運用保守となる。実施体制については、常駐する専任技術者を中心に業務を運営し、業務管理責任者を配置するとともに専任技術者をサポートするための後方支援部門を置く。国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務を通じ、所内外からの研究情報の漏えい・破壊等の不正アクセスに対するセキュリティ強化などに対応し、更なる研究情報の円滑な流通と安全性の確保を図る。